

東広島市社会福祉法人指導監査結果等情報公開要領

第1 目的

この要領は、社会福祉法人（以下「法人」という。）における運営の適正化を図るとともに、福祉サービスにおける利用者の選択と質の向上に資することを目的として東広島市社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）第11条第2項に基づき、法人等に対する指導監査の結果等関係情報（以下「結果等情報」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

第2 公開の内容

1 公開対象

市が所管する法人（指導監査に関する情報は、社会福祉法第56条第1項又は第70条に基づくもの）を対象とした次の表に掲げる情報とする。

項 目	提 供 内 容	時 期 等	公開の方法
指導監査実施方針	年度毎の監査方針、重点事項等	毎年度の監査実施前	市のホームページ
指導監査結果	実地監査に係る文書指摘事項	指導監査結果通知後及び改善報告書受理後（	
是正改善状況	法人の是正又は改善状況	法人単位で順次掲載）	

2 指導監査結果の公開手続きと公開期間

- (1) 市は、指導監査結果通知後、概ね4週間後に指摘事項を公開する。（文書指摘がない場合又は期限までに改善報告書が提出されなかった場合は、その旨を公開する。）
- (2) 当該法人は、指摘事項に疑義がある場合には、通知後2週間以内に市へ連絡する。
- (3) 前項の規定により、市へ連絡があった場合には、当該法人へ指摘事項の説明を行い、協議した上で疑義について解決した後に、指摘事項を公開する。
- (4) 市は、当該法人から改善報告書を受理したときは、「改善済」、「改善中」又は「未改善」のいずれかを記載して是正改善状況を公開する。
- (5) 前項の「改善済」とは指摘事項に対する改善が完了したことをいい、「改善中」とは指摘事項に対する改善に着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合をいい、「未改善」とは指摘事項に対する改善の意思がない場合又は正当な理由なく報告期限を過ぎても改善報告書を提出しない場合をいう。
- (6) 指導監査結果等の公開は、次回指導監査結果等を公開するまでの間行う。
- (7) 当該法人は、是正改善状況に変更があった場合は、市に報告するものとする。
- (8) 市は、(7)の報告を受けた場合は、速やかに当該報告の内容を確認し、必要に応じて公開情報を修正するものとする。

第3 公開の通知

第2の1に定める情報の公開については、要綱第9条第1号の実施通知を発するとき及び要綱第10条第2号の結果通知を行うときに、当該通知にその旨を明記するものとする。

第4 情報の保護等

結果等情報の公開に当たっては、東広島市情報公開条例（平成15年広島県条例第31号）及び東広島市個人情報保護条例（平成13年広島県条例第6号）等関係法令に基づき、情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

第5 その他

この要領の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年11月1日から施行する。